

# 石川県公報

平成29年3月3日

第12982号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

告示		公告	
○救急病院の認定 (地域医療推進室)	1	○土地区画整理事業に係る換地処分公告 (都市計画課)	6
○青少年に有害な興行の指定 (少子化対策監室)	1	公安委員会	
○青少年に有害な図書等の指定 (同)	2	○放置車両の確認等に関する事務の委託の公示	6
○金沢漁業協同組合に係る遊漁規則の変更の認可 (水産課)	2	○放置車両の確認等に関する事務の委託の公示	7
○県道の区域の変更 (道路整備課)	3	石川海区漁業調整委員会	
○県道の供用の開始 (同)	4	○竿釣及び手釣による水産動物の採捕制限の一部改正	7
○自動車のみ的一般交通の用に供する道路の部分の指定 (同)	4	内水面漁場管理委員会	
		○共同漁業権漁場の平成29年度目標増殖量	7
		○漁業法の規定によるコイの持出しの禁止の一部改正	8
公告			
○入札公告 (少子化対策監室)	4		

## 告示

### 石川県告示第91号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

平成29年3月3日

石川県知事 谷本正憲

名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
国民健康保険志雄病院	羽咋郡宝達志水町荻市ほ1番地1	平成29年3月1日	平成32年2月29日
公立宇出津総合病院	鳳珠郡能登町宇出津タ字97番地	〃	〃

### 石川県告示第92号

いしかわ子ども総合条例(平成19年石川県条例第18号)第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

平成29年3月3日

石川県知事 谷本正憲

#### 1 有害興行

興行の種類	興行名	配給会社名
映画	ぐしよ濡れ女神は今日もイク!	オースピ映画
〃	結婚前夜 やさしく挿れて	〃
〃	来訪者X 痴女遊戯	〃
〃	野獣の性欲II 淫らに美しく	新東宝映画

#### 2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

- 3 指定年月日  
平成29年3月3日

### 石川県告示第93号

いしかわ子ども総合条例(平成19年石川県条例第18号)第42条第1項の規定により、次の図書等を青少年に有害なものとして指定した。

平成29年3月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 有害図書等

図書等の種類	図 書 等 名 ( ナ ン バ ー )	発 行 所 名
月 刊 誌	シティヘブン北陸版 2017年4月号 (04333-04)	(株)エイダブリュコーポレーション 金 沢 支 社
〃	Nai Nai プレス北陸 2017年4月号 (06805-04)	電 王 堂 出 版 (株)

#### 付記

ナンバーとは、月刊誌及び単行本にあつては雑誌ナンバーをいう。

#### 2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

#### 3 指定年月日

平成29年3月3日

### 石川県告示第94号

漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第3項の規定により、金沢漁業協同組合に係る遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

平成29年3月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 漁業権者の名称及び住所

金沢市有松3丁目1番32号

金沢漁業協同組合

#### 2 漁業権の免許番号

内共第16号、内共第17号及び内共第18号

#### 3 認可に係る変更の内容

(1) 次のとおり遊漁規則第4条第1項の表を改正する。

魚 種	区 域	期 間
あゆ	内共第16号A区及びB区、内共第17号並びに内共第18号	6月16日以降の組合が定めて公示する日から12月31日まで
さくらます	内共第16号B区、内共第17号及び内共第18号	3月1日から8月31日まで
やまめ	内共第16号A区及びB区、内共第17号並びに内共第18号	3月1日から9月30日まで
いわな	内共第16号A区及び内共第17号	
かじか	内共第16号及び内共第17号	6月1日から12月31日まで

(2) 次のとおり遊漁規則第5条の表を改正する。

水系名	区 域	期 間
犀川 (内共第16号)	1 伏見川と犀川合流点より上流460メートルの区域 2 犀川大橋上流端より上流98メートルから下流新橋下流端に至る区域 3 犀川左岸雪見橋下流端から下流84.5メートルの地点と右岸同橋下流端から下流81.5メートルの地点を結んだ線から下流30メートルまでの区域 4 犀川左岸雪見橋下流端から下流456メートルの地点と右岸同橋下流端から下流452.5メートルの地点を結んだ線から下流25メートルまでの区域	通年
	5 犀川と伏見川との合流点から犀川上流460メートルの地点より上流900メートルの区域	9月1日から10月31日まで (あゆに限る。)
	6 犀川法師えん堤上流端より下流110メートルまでの区域	6月1日から12月31日まで (やまめ、さくらます竿釣、あゆ流し網及び投網に限る。)
浅野川 (内共第17号)	浅野川小橋上流端より上流200メートルから同橋上流端より下流100メートルまでの区域	通年

## 4 変更認可年月日

平成29年2月22日

## 5 変更後の遊漁規則の施行の日

平成29年2月22日

## 石川県告示第95号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。

なお、その関係図面は、平成29年3月3日から同月17日まで縦覧に供する。

平成29年3月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域			関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
花園藤野線	七尾市国下町ユ14番1地先から 七尾市国下町メ7番1地先まで	旧	7.10~17.95 57.1	中能登土木 総合事務所 維持管理課
		新	7.10~24.35 57.1	
"	七尾市千野町壱壱12番10地先から 七尾市古府町猿ヶ手22番1地先まで	旧	5.10~12.25 72.0	"
		新	6.20~15.70 72.0	
"	七尾市古府町モ8番2地先から 七尾市古府町モ1番2地先まで	旧	5.80~7.70 80.0	"
		新	6.10~9.60 80.0	
"	七尾市古府町七23番地先から 七尾市古府町キ17番地先まで	旧	4.30~5.20 59.4	"
		新	5.20~13.20 59.4	
"	七尾市古府町と28番1地先から 七尾市古府町と27番1地先まで	旧	5.10~5.90 42.4	"
		新	5.50~8.40 42.4	
野々市鶴来線	白山市鶴来本町二丁目ワ138番1地先から 白山市鶴来本町二丁目ワ127番地先まで	旧	10.37~14.80 67.4	石川土木 総合事務所 維持管理課
		新	11.71~16.48 67.4	

## 石川県告示第96号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。  
 なお、その関係図面は、平成29年3月3日から同月17日まで縦覧に供する。

平成29年3月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
花園藤野線	七尾市国下町ニ14番1地先から 七尾市国下町メ7番1地先まで	平成29年3月3日	中能登土木 総合事務所 維持管理課
〃	七尾市千野町壱壱12番10地先から 七尾市古府町猿ヶ手22番1地先まで	〃	〃
〃	七尾市古府町モ8番2地先から 七尾市古府町モ1番2地先まで	〃	〃
〃	七尾市古府町七23番地先から 七尾市古府町キ17番地先まで	〃	〃
〃	七尾市古府町と28番1地先から 七尾市古府町と27番1地先まで	〃	〃

## 石川県告示第97号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定により、次のとおり自動車のみの一般交通の用に供する道路の部分を指定する。

なお、その関係図面は、平成29年3月3日から同月17日まで縦覧に供する。

平成29年3月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

道路の種類	路線名	指定する道路の部分	指定する期日	関係図面の縦覧場所
県道	金沢田鶴浜線	宝達志水町出浜ト24番4地先から 宝達志水町出浜ト220番2地先まで	平成29年3月4日	中能登土木 総合事務所 のと里山海道 維持管理課
		羽咋市千里浜町ソ之部10番22地先から 羽咋市千里浜町ソ之部10番22地先まで		
		宝達志水町今浜ソ之部2番61地先から 宝達志水町今浜ソ之部2番62地先まで		
		羽咋市粟生町エ之部26番6地先から 羽咋市粟生町エ之部26番6地先まで		

## 公 告

### 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成29年3月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 競争入札に付する事項

##### (1) 委託業務名

石川県立保育専門学園附属泉こども園給食業務委託

##### (2) 履行期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

(3) 履行場所

金沢市泉1丁目3番63号 石川県立保育専門学園附属泉こども園内

(4) 業務内容

「石川県立保育専門学園附属泉こども園給食業務仕様書」に記載のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降、石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、平成28年度競争入札参加資格を有する者で、次に掲げる条件のすべてに該当するものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札参加資格確認申請書の提出期限の翌日から入札の日のいずれの日においても県の指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 県内に事業所を設置（設置予定を含む。）していること。

(4) 過去5年以内に、国又は地方公共団体における給食業務について実績を有し、確実に業務を遂行できる能力を有していること。

3 入札参加資格の確認手続等

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係書類を添えて提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、(1)アの提出期間に入札参加資格確認申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(1) 入札参加資格確認申請書の提出期間等

ア 提出期間

平成29年3月6日（月）午前9時から同月17日（金）午後5時まで（石川県の休日を定める条例（平成元年石川県条例第16号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

イ 提出場所

金沢市泉1丁目3番63号

石川県立保育専門学園

ウ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、簡易書留とし、提出期間内必着とする。）

(2) 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、平成29年3月23日（木）までに入札参加資格確認結果通知書を郵送して行う。

4 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付

(1) 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付場所及び問合せ先

〒921-8041 金沢市泉1丁目3番63号

石川県立保育専門学園

電話番号 076-242-5185 F A X 番号 076-242-5186

(2) 交付期間

平成29年3月6日（月）午前9時から同月17日（金）午後5時まで（県の休日を除く。）

5 入札の日時及び場所

平成29年3月28日（火）午前10時

金沢市泉1丁目3番63号 石川県立保育専門学園 2階図書室

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した額をもって落札価格とするので、入札は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 8 入札に関する注意事項

- (1) 入札に参加する者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札に参加する者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟読の上、入札すること。
- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。
- (4) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は、5に定める入札の日時及び場所に集合すること。

## 9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札書は、無効とする。

## 10 契約書作成の要否

要

## 11 入札保証金及び契約保証金

免除

## 12 その他

詳細は、入札説明書による。

---

**土地区画整理事業に係る換地処分公告**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、次のとおり土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出があった。

平成29年3月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 土地区画整理事業の名称

白山都市計画事業白山市曾谷町土地区画整理事業

## 2 施行者の名称

白山市曾谷町土地区画整理組合

## 3 換地処分の年月日

平成29年2月6日

## 4 換地処分の内容

平成29年1月27日付け石川県指令都第998号をもって認可した換地計画のとおり

---

**公 安 委 員 会**

---

**放置車両の確認等に関する事務の委託の公示**

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定により確認事務の一部を委託したので、同法第51条の12第1項の規定により次のとおり公示する。

平成29年3月3日

石川県金沢中警察署長

警視正 森 淳 也

## 1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

## (1) 名称

株式会社アイビックス北陸

## (2) 主たる事務所の所在地

金沢市新神田5丁目2番3

## 2 確認事務を行う区域及び期間

## (1) 区域

石川県金沢中警察署の管轄区域

## (2) 期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

## 放置車両の確認等に関する事務の委託の公示

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定により確認事務の一部を委託したので、同法第51条の12第1項の規定により次のとおり公示する。

平成29年3月3日

石川県金沢東警察署長

警視 松 本 和 彦

## 1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

## (1) 名称

株式会社アイビックス北陸

## (2) 主たる事務所の所在地

金沢市新神田5丁目2番3

## 2 確認事務を行う区域及び期間

## (1) 区域

石川県金沢東警察署の管轄区域

## (2) 期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

## 石川海区漁業調整委員会

## 石川海区漁業調整委員会指示第1号

竿釣及び手釣による水産動物の採捕制限（平成17年8月23日石川海区漁業調整委員会指示第2号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成29年3月3日

石川海区漁業調整委員会

会長 中 谷 英 明

3中「平成29年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める。

## 内水面漁場管理委員会

## 石川県内水面漁場管理委員会告示第1号

漁業の免許（平成25年石川県告示第1号）及び漁業の免許（平成28年石川県告示第302号）に掲げる共同漁業権漁場の平成29年度目標増殖量を次のとおり定める。

平成29年3月3日

石川県内水面漁場管理委員会

免許番号 (漁場名)	目 標 増 殖 量											あゆ 産卵床 ㎡
	増 殖 手 法											
	放					流						
あゆ	こい	ふな	いわな	やまめ	やまめ (さくらます)	うなぎ	わか	か	ぬま	てなが	かじか	
kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	万粒	kg	kg	kg	尾	
内共第1号 (大聖寺川)	600			60		36	10					
内共第2号 (柴山潟)		60	130				25					
内共第3号 (動橋川)	350	5	5	9		9	20		10	10	2,500	
内共第4号 (大杉谷川)	88			40	40							
内共第5号 (手取川・大日川)	1,365			42		84						5,000

内共第6号 (直海谷川)				68	57							
内共第7号 (瀬波川)				72	15							
内共第8号 (尾添川)				57	8							
内共第9号 (御坊谷川)				7	4							
内共第10号 (大日川)				67	12							
内共第11号 (下田原川)				72	30							
内共第12号 (赤谷川)				63	21							
内共第13号 (手取川)				439	24							
内共第14号 (大嵐谷川)				30								
内共第15号 (小嵐谷川)				25								
内共第16号 (犀川)	850			15		45					5,000	5,000
内共第17号 (浅野川)	920			9		21					3,000	
内共第18号 (森下川)	100					9						
内共第19号 (大海川)	210			25		75						
内共第20号 (邑知潟)			160									
内共第21号 (赤浦潟)		20						100				
内共第22号 (河原田川)	230											500
内共第23号 (町野川)	210	4									2,000	
内共第24号 (手取川)	486					60						
計	5,409	89	295	1,100	211	339	55	100	10	10	12,500	10,500

- 注1 こい及びふなについては、1尾当たりの重量を2g以上とする。  
 2 いわな、やまめ及びやまめ(さくらます)については、1尾当たりの重量を3g以上とする。  
 3 あゆについては、1尾当たりの重量を3.5g以上とする。  
 4 むまちちぶについては、1尾当たりの重量を5g以上とする。  
 5 てながえびについては、1尾当たりの重量を4g以上とする。  
 6 かじかについては、1尾当たりの重量を0.3g以上とする。

**石川県内水面漁場管理委員会指示第1号**

漁業法の規定によるコイの持出しの禁止(平成16年石川県内水面漁場管理委員会指示第1号)の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成29年3月3日

石川県内水面漁場管理委員会  
 会長 八 田 伸 一

2中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。